

レンタサイクル・レンタルキックボード利用規約

やぶ市観光協会（以下、「観光協会」）が実施するレンタサイクル、レンタルキックボード事業について、利用にかかる規約を下記のとおり定めます。

1. 利用申込

利用申込は、下記のいずれかの方法で行うことができます。

- (1) やぶ市観光案内所（以下、「案内所」）窓口で申込み
- (2) 電話予約

案内所にて貸出手続きの際にレンタサイクル、レンタルキックボード利用申込書兼同意書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート 健康保険証、学生証等）と一緒に提示してください。身分証明証等含め複写させていただきます。

なお、申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。ご予約の場合、変更・取消はお早めにご連絡ください。なお、ご予約の予定時間を過ぎた場合は取消をする場合がありますのでご了承ください。

2. 個人情報の利用

本サービスの利用に関連して案内所が知り得た個人情報については、やぶ市観光協会の事業活動に関する分析・統計以外の目的には使用いたしません。

3. 利用金額（現金のみ）

（税込）

貸出し場所及び 返却場所	自転車仕様	利用期間	利用料金
案内所 兵庫県養父市高柳 241-1	電動アシスト付き 折りたたみ自転車 (SONY オフタイム)	1 日 3 時間まで	3000 円
		1 日 3 時間以上	4000 円
		1 泊 2 日 ※	6000 円
	電動折りたたみキック ボード (AINOHOT)	1 日 3 時間まで	3000 円
		3 時 間 以 上 ~ 1 泊 2 日 ※1	6000 円

* 充電器も貸出しいたします。

詳細な情報については案内所にお問合せください。

4. 利用期間 利用期間は、貸出日当日の 9:00～17:00 から2日間(17:00)までです。連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎる等、当方で悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置を取る場合があります。

5. 利用条件

- ・観光目的以外はお貸しできません。
- ・養父市内（以下、「市内」）に移住・定住をされる方。但し事前の調査（移住・定住）を目的とする場合のご利用は可能です。
- ・養父市民の方（市民の方は観光目的以外でも利用可能です）
- ・貸出・返却とも営業時間内（9:00～17:00）となります。
- ・お一人様に同時に複数の自転車を貸出することはできません。
- ・電動アシスト付自転車・電動キックボードは16歳以下のお子様につきましては、ご利用いただけません。
- ・利用者はヘルメットの着用を厳守していただきます。

6. 利用特典

このレンタサイクル・キックボードの貸出しに当たって、利用者には次の利用特典があります。

- ①養父市域内の旅館・ホテル・ペンションへご宿泊された利用者はレンタサイクル・キックボードの利用料金の50%を減免いたします。
- ②①に規定する養父市域内の旅館・ホテル・ペンションは、別紙「養父市レンタサイクル・キックボード割引対象宿泊施設一覧表」掲載のお宿とさせていただきます。
- ④ 減免を受けられる際は、レンタサイクル貸出し期間中に①、②、に示されているお宿の「領収書」若しくはお宿のわかるレシート又はそれに変わる証明書等（予約確定が分かるもの）で確認させていただきます。提示の無い場合は通常の利用料金を申し受けます。

7. 返却先

貸出を受けた場所へ返却してください。

※やむを得ない事情による返却場所以外の引取りには、別途の費用 3000 円を申し受けます。

8. 禁止事項

利用者は次の行為をしないでください。

- ① 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- ② 危険箇所・その他不適切な場所での利用

- ③ 放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- ④ 自転車・キックボードの改造
- ⑤ 運転中に当該自転車・キックボードの異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- ⑥ 利用申込者以外の者に使用させること
- ⑦市外で使用する事

9. 自転車の故障 盗難 紛失

自転車の盗難・紛失（カギ含む）等に遭遇した場合は、速やかに観光協会まで連絡してください。無施錠のまま放置した等利用者に起因する事情により盗難・紛失等した場合、及び利用者による重大な過失 が認められた場合は、利用者にて全額ご負担をいただきます。

10. 事故

利用期間中に遭遇された、第三者との事故・盗難等により利用者及び相手方に損害等が発生した場合において、観光協会は一切の責任を負いません。

利用者が利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、観光協会に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。事故についての示談等が必要な場合には、利用者の責任において行ってください。前項にかかわらず、案内 所が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、観光協会が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

施行日：令和 6 年 4 月 1 日

(お客様各位)

レンタサイクル・レンタルキックボードご利用のルール

楽しく、快適にご利用いただく為、以下の内容についてご理解とご協力をお願いいたします。

1. スピードの出しすぎ、急ハンドル、急ブレーキ、飲酒後の運転は、転倒の恐れや歩行者等の迷惑となりますので、お止めください。
2. 自転車及びキックボードの走行は「車道」側となります。歩道内は走行出来ません。
3. 危険箇所には十分気をつけて走行してください。通行禁止区域での走行はお止めください。
4. 返却場所以外での乗捨ては出来ません。
5. 時間の超過は利用金額に該当する料金が発生します。貸出し状況により延長をお断りさせていただく場合もございますので予めご了承くださいませ。
6. ご利用は養父市内（八鹿・養父・大屋・関宮）に限ります。
7. 事故、故障等は利用者の責任とします。
8. レンタサイクル・レンタルキックボード利用規約を遵守願います。
9. 貸渡中のパンク等、故障が生じた場合は、下記へ連絡してください。

やぶ市観光案内所 TEL. 079-663-1515

兵庫県養父市八鹿町高柳 214-1 道の駅ようか但馬蔵内

やぶ市観光協会